

生活福祉常任委員会先進地行政調査報告書

1 調査年月日

平成29年10月11日（水）～13日（金）

2 調査地及び調査項目

<埼玉県所沢市>

(1) 地域がつながる元気な自治会等応援条例について

- ① 条例の策定に至った経緯及び概要について
- ② 条例に基づく具体的な取り組みについて
- ③ 事業の成果及び今後の課題等について

<埼玉県志木市>

(1) 成年後見制度の利用促進について

- ① 成年後見制度の利用を促進するための条例の策定に至った経緯及び概要について
- ② 成年後見制度の利用促進に向けた具体的な取り組みについて
- ③ 事業の成果及び今後の課題等について

<東京都立川市>

(1) 子ども未来センターについて

- ① 子ども未来センターの設立に至った経緯及び概要について
- ② 途切れ・すき間のない子供支援の具体的な取り組みについて
- ③ 事業の成果及び今後の課題等について

3 派遣委員

委員長	齊 藤	佐知子
副委員長	星	克 明（復命記録：所沢市）
委員	裏	君 子（復命記録：志木市）
委員	清 水	直 幸
委員	鈴 木	真由美
委員	諏訪部	容 子
委員	堀	直 人（復命記録：立川市）
委員	三 角	芳 明
委員	吉 本	和 子

4 随行職員

議会事務局議事係主査 水 口 武

5 調査報告書 別紙のとおり

《埼玉県所沢市》

1 所沢市の沿革

所沢市は都心から約30キロメートル圏内にあり、武蔵野台地のほぼ中央、東京都多摩北部に接する。池袋駅、新宿駅まで電車で約20分という交通の利便性や、狭山茶の生産など優れた自然環境を有し、人口約34万4,000人(平成29年8月31日現在)、面積72.11平方キロメートル、埼玉県南西部の中心都市として発展している。

日本の航空発祥の地であり、面積50.2ヘクタールの所沢航空公園を初め、世界有数の規模を誇る市民体育館などの施設が整備されている。

2 地域がつながる元気な自治会等応援条例について

(1) 条例の制定に至った経緯及び概要について

自治会・町内会は、自分たちのまちを暮らしやすく、人と人のとのつながりが実感できるまちづくりを行う地域の中心的な役割を担ってきた。

東日本大震災の経験から、改めて地域の支え合いの大切さが見直され、自治会・町内会に多くの方に加入・参加していただき、地域の活性化に結びつけるべく条例化したものである。

条例の制定に至った経緯としては、自治会・町内会の加入率の低迷に悩んでいた自治会・町内会側から、市が後押しをする制度が欲しいという声が上がったことによるものである。

その中で、補助金などの財政的な支援よりも、自治会・町内会の重要性を市民に認識していただき加入者を増やすことが、自治会・町内会の利益になるという考えがあった。

条例制定までのプロセスとして、平成25年2月から4月に自治会・町内会に対するアンケート調査を実施し、自治会・町内会への加入促進条例は必要か否かとの問いに対し、約6割が必要との回答結果であった。同年5月に地域コミュニティ活性化推進条例検討委員会を立ち上げ、同年10月に条例に関する提言書が市に提出された。同年11月から12月に市内全11地区にて条例制定に向けた説明会を開催、平成26年2月にシンポジウムを開催、同年3月にパブリックコメントを実施、同年6月第2回市議会定例会に条例制定の議案を提案し、同年6月30日に制定、公布、施行となったものである。

条例の制定に当たり重点を置いたこととして、地域コミュニティ活性化推進条例検討委員会の提言を尊重し、各条文で伝えることが難しい条例の理念は前文を設けて表現し、また、自治会・町内会への加入が強制的と捉えられないよう配慮がなされた。

パブリックコメントでの意見としては、住宅関連業者による加入促進について、より踏み込んで定めるべきとの意見や、自治会・町内会自身の取り組みや努力が重要であるとの意見など、条例への単純な賛否よりも、施策や取り組み、具体的な事象についての意見が多かった。

なお、制定された条文の内容は、四つの基本理念、四つの主体の役割、加入促進を進めるための具体策から構成されている。

(2) 条例に基づく具体的な取り組みについて

地域がつながる元気な自治会等応援条例に基づく具体的な取り組みとして、所沢市、所沢市自治連合会、住宅関連事業者（公益財団法人埼玉県宅地建物取引協会所沢支部、公益財団法人全日本不動産協会埼玉県本部所沢支部）の三者により、自治会・町内会への加入促進に関する協定を締結し、転入や転居をする方々が最初に接する住宅関連事業者において、自治会・町内会への加入を勧めるチラシの配布や、住宅建設等開発を行う場合の自治会・町内会への情報提供、必要に応じて協議等を行っている。

また、周知・PRとして市のホームページ、広報誌などによる周知や、市内全11地区での条例制定に関する説明会の実施、職員研修による市職員への周知、加入促進事例・アイデア集の作成・配布、市職員有志を希望のあった自治会・町内会の夏祭り等の行事にボランティアスタッフとして派遣する自治会・町内会応援団事業の実施、地域コミュニティづくりのための拠点施設として設置されていたまちづくりセンターにコミュニティ推進グループを設けて、地域にある自治会・町内会を初めとした各種団体の活動支援や地域ネットワークづくりの活動を支援するなど、さまざまな取り組みが行われた。

(3) 事業の成果及び今後の課題等について

地域がつながる元気な自治会等応援条例制定後の自治会・町内会への加入状況について、人口に大きな変動はないものの、総世帯数が増加している環境の中で、自治会・町内会への加入世帯は増加しているが、加入率は低下している状況である。

この条例制定は加入率の向上に対して即効性があるものではないことから、顕著な効果は見られないが、地域住民・自治会等・事業者・市職員の意識に時間をかけて訴えていくことで、今後の自治会・町内会への加入や参加に結びつくものと考察されている。

(4) その他

ア 主な質疑に対する応答より

- 条例制定前の自治会・町内会に対するアンケート調査において、約6割が条例制定に賛成であった一方で、約4割は条例制定に積極的ではないと捉えることができるが、そのような中で条例制定に至った経緯としては、東日本大震災の教訓から、自治会・町内会の重要性を改めて認識したことが挙げられるが、条例第7条で市の責務等について規定しているとおり、自治会・町内会への加入は強制ではなく、市がしっかりと支援、応援していくことを重点とした。
- 自治会・町内会応援団の事業内容について、若手の市職員が中心となりボランティアとして、自治会・町内会の活動を学ぶ機会として参加し、祭り等の準備、当日の手伝い等を行っている。地域に居住する市職員の参加もある。
- まちづくりセンターは、11カ所の公民館と市役所出張所を統合して、窓口サ

ービスグループ、公民館グループ、コミュニティ推進グループが統一的な地域づくりの推進を行っている。

○ 市の広報誌は、委託により全戸配布している。

イ 江別市における課題

所沢市における自治会・町内会への加入促進を支援する条例制定は、東日本大震災を経験して地域住民が連携することの大切さを再認識しながらも自治会・町内会への加入世帯が減少しているという状況に対して、市が応援するというスタンスの事業である。

江別市においても地域住民の高齢化や自治活動への関心の低下など、同様の課題を抱えていると言える。所沢市の条例制定などの取り組みは即効性がないとの評価であるが、自治会加入が強制ではないという条件の中で、住民と行政がともに地域連携の重要性を再認識しながら事業効果を期待できることから、協働のまちづくりを目指す江別市においても早急に対応が必要であり、大いに参考となる事業であった。

《埼玉県志木市》

1 志木市の沿革

志木市は、埼玉県南西部に位置し、面積9.05平方キロメートル、人口約7万6,000人（平成29年9月1日現在）の水と緑、人と自然が調和した都市で、昭和45年に市制を施行している。

志木市の中心を流れる新河岸川と柳瀬川、東を流れる荒川の3本の川が志木市のシンボルとなっているが、歴史的には、新河岸川の舟運で栄えた商業都市として発展した。昭和40年ごろから首都近郊25キロメートル圏内で、都心まで約20分という好条件から人口も急増し住宅都市としても発展してきた。

2 成年後見制度の利用促進について

(1) 成年後見制度の利用を促進するための条例の策定に至った経緯及び概要について
平成28年5月13日に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨にのっとり、市民の権利と利益の一層の擁護を図るため、明確な規定が必要と判断し、条例の制定に至った。この条例制定は、全国初の取り組みとして平成29年4月1日に施行された。

条例の概要として、三つのポイントが挙げられる。

① 計画の策定（条例第6条）

法において努力義務とされた成年後見制度の利用の促進についての基本的な計画を策定する。

② 審議会の設置（条例第9条）

法において努力義務とされた成年後見制度の利用に関し基本的な事項を調査審議

するための成年後見制度利用促進審議会を設置する。

③ 地域連携ネットワークの構築及び成年後見等実施機関の設立に関する支援等（条例第7条及び第8条）

国の成年後見制度利用促進基本計画に示された市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークの構築及びその中核的な役割を担う機関を設置する。

(2) 成年後見制度の利用促進に向けた具体的な取り組みについて

志木市では、平成24年12月に成年後見支援センターを設置しており、業務委託により成年後見制度の普及・啓発に連携して取り組んでいる。

組織体制としては、社会福祉協議会の中に権利擁護グループ（3名体制）があり、業務委託により相談支援事業所と成年後見支援センターが設置されている。

権利擁護グループは、市健康福祉部長寿応援課が所管となり連携している。

成年後見支援センターの役割は、成年後見制度等についての相談や利用支援を行う身近な相談窓口として、社会貢献の意識が高い市民後見人の育成と活動支援を行うことである。主な業務として、成年後見制度の普及啓発、相談・利用支援と制度に関する情報の提供、市民後見人の育成と活動支援を行っている。

(3) 事業の成果及び今後の取り組み等について

ア 事業の成果について

市民後見人養成講座の平成21年度から平成28年度までの受講生は193人で、平均年齢は61歳であった。

成年後見制度の普及・啓発を目的とした出前講座は、平成28年度に計19回開催している。

成年後見支援センターにおける平成28年度の相談件数は575件で、平成27年度に比べて173件増えている。

平成29年5月には、家庭裁判所からの直接受任による県内初の市民後見人が誕生した。本年7月現在の市民後見人は6人で、単独受任件数は県内最多となっている。

イ 今後の取り組み等について

- ① 既存のネットワークのほか、新たに家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携を検討している。
- ② 超高齢社会の進展で後見人が不足する課題について市民後見人の育成を強化していく。
- ③ 関係機関との垣根を越えた連携として、垣根が高い司法や民間との連携のほか、障がい者や高齢者の各制度の枠を超え、一体的な後見のための支援をしていく。
- ④ 財源の確保として、県からの補助金など、必要不可欠な財政支援を他の補助メニューを含め最大限活用していく。

(4) その他

ア 主な質疑に対する応答

- ・ 長寿応援課という名称については、健康政策をどう展開するかとの考えから、ポジティブな姿勢でつけたものである。
- ・ この事業に早い段階から取り組んだのは、権利擁護を推進したいという市長の考えと、司法書士会会長の強いリーダーシップによるものが大きい。
- ・ 市民後見人の高齢化については、現在、国の制度として市民後見人を交代させる仕組みが無いため、市民後見人の高齢化などの課題に対応した法的な選任の仕組みが必要である。
- ・ 条例を制定してどのような効果があったかについて、効果を把握することができるのはこれからだが、市の責務を明確にしたのでやるしかないと思っている。市長の熱意、リーダーシップがあるため、現場では取り組みへのスピード感があると確信している。

イ 江別市における課題等

権利擁護に対する強い決意のもとで取り組んでいると感じた。

江別市においては、本年11月1日に江別市成年後見支援センターが開設され、運営を江別市社会福祉協議会に委託しているが、このたびの行政調査を参考にして、今後、連携と支援を実りあるものにしていく努力が必要であると感じた。

《東京都立川市》

1 立川市の沿革

立川市は多摩地域の中心部、東京都中央西寄りに位置する。面積は24.36平方キロメートル。人口は約18万3,000人（平成29年9月1日現在）である。

昭和38年に砂川町との合併により現在の市域を形成した。その後、昭和52年に立川基地が全面返還されると、基地跡地を利用した新しいまちづくりが開始され、将来像のにぎわいとやすらぎの交流都市立川の実現に向けた発展が続いている。

2 子ども未来センターの施設概要

子ども未来センターは、旧市役所庁舎を改修して、平成24年11月30日竣工、同年12月25日開館。建築面積は1,733.94平方メートル。改修工事費は8億41万5,000円で、財源のほとんどを市債の発行により確保した。

子ども未来センターの1階には子ども家庭支援センター、教育支援課、子育てひろば、一時預かり室、立川市錦地区の証明書発行、市税収納などを行う錦連絡所、2階には立川まんがぱーく、協働事務室、地下1階には多目的室、スタジオ、ギャラリー、アトリエなどがある。

調査当日は、アール・ブリュット立川2017が開催されており、ロビーでは巨大なアート作品に出迎えられた。子育て支援、教育支援のみならず、文化芸術活動支援、市民活動支援など多面的な複合施設になっており、機能的にも集客的にも相乗効果を

もたらしているとのことである。

3 子育て・教育支援の事業内容

子ども家庭支援センターは、0歳から18歳までの子供とその家庭に関するあらゆる相談を受け付けており、さまざまな子育て支援事業を実施するとともに、児童虐待通告受付の機能も担っている。オフィスは、教育支援課と共同になっており、福祉と教育の両担当課の連携会議などを通じて就学前・就学时・就学後相談の情報共有をするなど、密な連携を実施している。

子ども家庭支援センター運営事業のほか、市直営事業としては、子育ての手助けが欲しい方とお手伝いができる方を相互に登録するファミリー・サポート・センター事業、どこに相談すればいいか迷っている子供や保護者に対して関係機関と連携して支援する子ども総合相談受付、子供の発達が気になる保護者や関係者に対する専門的アドバイスと子供の発達を促すグループ指導を行う発達支援事業、心身に障がいなどがある子供の就学についての情報を提供し保護者と一緒に考える就学相談事業、学校や家庭での悩みなどについて臨床心理士が相談に当たる教育相談事業があり、指定管理者による事業としては、子育ての情報提供や講座を実施する子育て支援啓発事業、育児をしている保護者のリフレッシュや急用に対応する一時預かり保育、乳幼児と保護者が交流する子育てひろばがある。

子ども未来センターの指定管理者を選定する際、もっと子供を呼び込むための提案を条件にした結果、まんがばーくの設置を提案した業者が選定された。結果的にこれが行政にとっては非常に大きなメリットになったとのことである。それは、子ども未来センター内にまんがばーくがあることにより、子供や保護者にとって教育相談、発達相談などに行くのが恥ずかしい、行きにくいという思いがなくなって来所しやすい施設となり、支援を円滑に進めることが可能になったとのことである。

その効果が相談件数にもあらわれており、とりわけ、発達相談の来所については、平成25年度が441件、平成26年度が838件、平成27年度が1,205件と、まさに3年で約3倍に急増している。今後は、急増する相談に対応できる人員体制の整備が課題とのことである。

4 江別市における課題等

子ども未来センターは、旧庁舎跡施設を活用した立川駅南口のにぎわいづくり拠点の整備と、途切れ・すき間のない子供支援・発達支援を求める機運の高まりが、タイミング良く重なることによって設置された。

また、同センターの指定管理の期間である平成24年12月から平成36年3月までの運営に約15億円という指定管理料を要するため、この事例そのものが当市に当てはまるものではない。言い換えれば、子ども未来センターというハードではなく、途切れ・すき間のない子供支援・発達支援、あるいは、子育て支援と教育支援の連携に対する考え方に学ぶところが多い。

ここに相談すれば、子供のことが全てわかるというワンストップサービスや、子供・保護者にとって、より来所しやすい施設にする工夫など、子育て支援と教育支援の

担当課が机を並べて執務に当たり、業務の一元化を図っていることが特に参考になった。